### 白岡市議会全員協議会説明資料

- 水道料金の適正化に関する答申について -

令和7年10月23日 白岡市 上下水道部 経営課

## 水道料金の適正化に関する答申について

### 審議の結果

適正な料金水準の確保には、以下の料金改定が必要

- 改定率 14.5%
- 改定時期 令和8年4月1日
- 料金体系 現行の料金表から均等値上げ

## その他審議事項

口径30mm以上の給水加入金は引き下げることが適当

### 附帯意見

- ・市民生活への配慮
- 不断の経費削減の取組
- 積極的な広報

## 水道料金の適正化に係る主な審議内容

## 料金水準に係る審議での主な意見

- 経営戦略に基づいた適切な更新が行える収益を確保すべき。
- 市民負担が増える中、値上げの抑制や激変緩和を検討すべき。
- 更に次回の改定も見据えた検討が必要。
- 将来、より大きな改定が必要になるよりは、 今、適切な水準に上げた方が良い。

## 料金体系に係る審議での主な意見

- 利用者への説明のしやすさから均等値上げが良い。
- □径20mmの高いイメージを是正できる体系が良い。
- □径20mmの契約が増えているのは事実だが、未だ大多数を占める口径13mmを安価に抑える方針を維持すべき。

## 答申に基づく改定を実施した場合の料金例

## 料金改定案 早見表(税込、1か月、単位:円)

口径	使用水量	現行料金	改定案	増加額
	8㎡以下 (基本水量内)	1,199	1,372	173
13mm	<b>10</b> m³	1,463	1,674	211
	<b>20</b> m³	2,783	3,181	398
	<b>30</b> m³	4,323	4,941	618
	8㎡以下 (基本水量内)	2,112	2,417	305
20mm	<b>10</b> m³	2,376	2,719	343
	<b>20</b> m³	3,696	4,226	530
	<b>30</b> m³	5,236	5,986	750

## 給水加入金の改定について(7月全協報告と変更なし)

## 趣旨

## 大口径の参入障壁を下げて新規加入者を確保

(単位:円)

口径	現行加入金	改定案	増減額	【参考】 久喜市	【参考】 幸手市
30mm	1,523,000	1,400,000	△ 123,000	930,000	1,200,000
40mm	3,238,000	2,500,000	△ 738,000	1,880,000	2,300,000
50mm	6,095,000	3,900,000	△ 2,195,000	3,220,000	4,000,000
75mm	17,142,000	8,800,000	△ 8,342,000	8,690,000	11,000,000
100mm	35,238,000	15,600,000	△ 19,638,000	17,830,000	22,000,000

# 今後の予定

## 料金改定に係る今後の予定

時期	料金等改定の流れ	広報関係
10月	議会全員協議会(今回)	市公式ホームページに 答申についての記事掲載(公開済み)
11月		広報しらおかに 答申についての記事掲載
12月	条例案を議会に提出	
	(議会で条例案が	お認め頂ければ)
翌1~3月		広報しらおかに料金改定についての 周知記事掲載
4~5月	4月1日施行	検針時に周知チラシを ポスティング
6 月	新料金適用	広報しらおかに 新料金になった旨を掲載

## 白岡市水道料金の適正化に関する 答申書

令和7年10月

白岡市上下水道事業審議会

経 第 119 号 令和7年2月13日

白岡市上下水道事業審議会 会長 青木 保 様

白岡市長 藤井 栄一郎 岡市市

水道料金の適正化について (諮問)

白岡市上下水道事業審議会条例(令和6年白岡市条例第4号)第2条の規定により、 下記のことについて、貴審議会の意見を求めます。

記

#### 1 諮問事項

適正な料金水準における料金体系の在り方等について

#### 2 諮問の趣旨

水道事業の水需要は、使用者の節水意識の向上や節水機器の普及などの影響により、令和2年度をピークに減少傾向となっていますが、令和5年度には人口が減少に転じたため、今後更なる水需要の減少が懸念されています。

また、老朽化の進む施設・設備は、計画的かつ効率的に更新を進めていますが、 今後は集中的に整備された時期の施設に向けて更なるスピード感をもって老朽化 対策を進めていく必要があります。

このような中、令和8年4月には、埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金の改定が予定されていることから、年間約6,000万円から6,500万円の費用増加が見込まれます。これにより、令和8年度には料金回収率が100%を下回り、令和11年度には単年度収支が赤字に転落すると見込まれ、事業継続が困難になる懸念があります。

このようなことから、施設・設備の老朽化対策の実施を先送りせず、地震などの 災害にも強い、安心・安全な給水サービスの実現と健全な事業運営を維持するため、 貴審議会に諮問するものです。 白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市上下水道事業審議会 会 長 青 木 保

白岡市水道料金の適正化について (答申)

本審議会は、白岡市水道事業の適正な料金水準における料金体系の在り方等について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、下記のとおり答申いたします。

記

#### 1 適正な料金水準

適正な料金水準を確保するためには、平均改定率14.5%の料金改定を 実施する必要があります。

#### 2 水道料金の適正化時期

埼玉県水道用水供給事業による水道用水料金の改定に合わせ、令和8年4月1日に実施することが適当です。

#### 3 料金体系案

現行の料金表に平均改定率14.5%を乗じ、端数を調整した料金体系が適当です。具体的な料金体系案は、図表1及び図表2のとおりです。

凶衣	I 口径 ZUMM 以	ストの水道科金色	P 希条(恍抜、 1 かり	1)
口径	基本水量	基本料金	超過料金(1 m³	につき)
13mm	8 m³	1,248円	9∼20 m³	137 円
20mm		2, 198 円	21∼35 m³	160 円
			36∼50 m³	183 円
			51~100 m³	195 円
			101∼500 m³	218 円
			501~1,000 m <sup>3</sup>	229 円
			1,001~3,000 m <sup>3</sup>	263 円
			3,001~5,000 m <sup>3</sup>	309 円
			5,001 ㎡以上	344 円

図表 1 口径 20mm 以下の水道料金体系案(税抜、1か月)

口径 基本水量 基本料金 超過料金 (1 m³につき) 2,897 円  $1\sim35$  m<sup>3</sup> 25 mm $0 \text{ m}^3$ 160 円 4,408 円 | 36~50 m³ 183 円 30 mm7,981 円 | 51~100 m³ 195 円 40 mm14, 232 円 | 101~500 m<sup>3</sup> 218 円 50mm 38,816 円 | 501~1,000 m³ 229 円 75mm  $1,001\sim 3,000 \text{ m}^3$ 263 円 67,612 円 100mm 3,  $001 \sim 5$ ,  $000 \text{ m}^3$ 309 円 5,001 ㎡以上 344 円

管理者が別に定める。

図表 2 口径 25mm 以上の水道料金体系案(税抜、1か月)

#### 4 改定理由:

150mm 以上

白岡市水道事業は、昭和33年6月に創設され、以降6次にわたる拡張事業 により重要なインフラとして市民生活や産業を支え、公衆衛生の向上と生活環 境の改善に貢献してきました。

一方、令和7年3月に策定(改定)された「白岡市水道事業経営戦略」では、 ①当市が埼玉県水道用水供給事業から水道用水の供給を受けるために必要な 受水費が、令和8年度から約21%引き上げ予定であること、②浄水場設備の 更新により減価償却費が増加する見込みであること、③コロナ禍や世界情勢の 不安定化などにより物価が上昇していること、④令和5年度には人口が減少に 転じ、今後更なる水道水の使用量の減少が予想されること、⑤施設の老朽化対 応が必要であることに対応するため、令和8年度に水道料金を15%引き上げ ることが盛り込まれています。

そのような背景において、本審議会では、諮問に基づき慎重に審議した結果、 白岡市水道事業の健全経営を確保し、ひいては白岡市のまちづくりの将来像で ある「みんなでつくる 自然と利便性の調和したまち しらおか」の実現に貢献するため、上記の料金改定が必要であるという結論に至りました。

なお、近年の物価上昇局面において、上記の平均改定率で水道料金を改定することについて、慎重な意見もありました。この点については、今後庁内及び議会等において検討いただくことを望みます。

#### 白岡市水道料金に関する答申書 付属資料

#### 1 本付属資料の目的

本審議会は、令和6年12月から令和7年8月まで6回の審議会を開催し、 審議を重ねてきた。本審議会に対する今回の諮問事項は、"適正な料金水準に おける料金体系のあり方等について"であるが、審議会では、産業誘致の観点 等から給水加入金の改定案についても審議を行った。

また、答申書にも記載したとおり、物価上昇局面における改定水準のあり方については、活発な意見が交わされた。そこで、適正な料金水準及び料金体系のあり方を含む、本審議会にて審議した事項とその審議経過、答申書に伴う付帯意見を整理し、答申書の付属資料としたものである。

#### 2 適正な水準(料金の平均改定率)について

今回の料金の改定水準の検討は、水道料金算定要領(公益社団法人日本水道協会)に基づく「総括原価方式」により、令和8年度から令和12年度までの5年間を算定期間として行った。

第2回審議会では、①「白岡市水道事業経営戦略」に盛り込まれた改定水準を精査した改定水準案 (B 案)、②現預金残高を5億円まで下げて改定水準を低く抑える案 (A 案)、③配水管更新費を1.5倍に増額して老朽管対策を進める案 (C 案)の3案が事務局から提示された。

A案 B案 C案 21% 受水費改定率 同左 同左 (60百万円/年増) 368.950千円 配水管更新費(R8年度) 252,300千円 同左 (R7水準の1.5倍) 料金改定率(資産維持率) 8.8% (0.4%) 14.5% (1.0%) 20.5% (1.5%) 940百万円 980百万円 1.041百万円 給水収益(R8年度) (現行77百万円増) (現行125百万円増) (現行178百万円増) 当年度純損益の赤字化年度 R15 R16 R16 502百万円 740百万円 711百万円 現預金残高(R12年度末) (R5決算値から7億減) (R5決算値から5億減) (R5決算値から5億減) 現預金残高マイナス化年度 R16 R18 R16

図表1 料金改定水準案の比較概要表

資料出所:第3回審議会資料より

審議では、総括原価方式で経営されていることによる経費削減努力の不足の指摘や、水圧管理や施設の稼働状況に応じた更新の方向性やこれまでの経営努力についての追加説明を求める意見が出された。また、近年の物価上昇局面における市民生活への配慮や、今後の長期的な技術革新等による経費削減の可能性を考慮して、当面の料金改定率を抑えるべきという意見も出された。

改定水準の審議は、A案とB案について意見が分かれ、段階的な改定案(今回はA案の改定水準で次回はB案の改定水準とした場合)やA案、B案における次期改定の改定率に関する資料の要請が出され、事務局から追加の資料が提示された。

図表2 段階的な改定案及び次期改定に関する比較概要表(追加資料)

	A案	B案	A→Bの段階改定案
今回料金改定率	8.8%	14.5%	8.8% (R8) →14.5% (R11)
今回資産維持率	0.4%	1.0%	0.6%(6年平均)
今回改定期間末現金預金残高	502百万円(R12) (R5決算値から <b>7</b> 億減)	740百万円(R12) (R5決算値から5億減)	524百万円(R13) (R5決算値から <b>7</b> 億減)
次回料金改定率(累計改定率)	20.0% (30.56%) (R13) <u><b>※1</b></u>	10.0% (25.95%) (R13)	16.7% (33.62%) (R14) <u><b>※2</b></u>
次回資産維持率	1.2% <u><b>※1</b></u>	0.8%	1.2% (4年平均) <mark><u>※2</u></mark>
次回改定期間末(R17)現金預金 残高	703百万円 (R5決算値から5億減)	706百万円 (R5決算値から5億減)	700百万円 (R5決算値から5億減)

※1 現金預金残高(R17年度末)を5億円とした場合、改定率、累計改定率、資産維持率はそれぞれ16.5%、26.75%、0.83%となる。

<u>※2</u> 現金預金残高(R17年度末)を 5 億円とした場合、改定率、累計改定率、資産維持率はそれぞれ 11.9%、28.13%、0.76%となる。

資料出所:第4回審議会資料より

事務局からの追加資料について、段階的な改定案は、今回の改定率は抑えられるが長期的な市民負担は増すという意見や、災害や老朽化対応を考慮した改定率とする必要があるといった意見が出される一方、近年の物価上昇局面においては改定率を抑える必要があるという意見が出された。

そして、本審議会としては、本市の水道事業の健全経営を持続できる改定水準を答申することが必要である、という認識が共有化され、改定水準は B 案で結審したものである。一方、市民生活への配慮は重要事項であり、今後の議会等で検討事項とすることが望まれるとともに、答申における付帯意見とするという審議結果となった。

#### 3 料金体系について

白岡市の料金体系は、①基本料金の割合は高く、②超過料金(従量料金)の 逓増度は低く、③基本水量は一般的な水準となっており、既に国の示す方向性 に沿った体系となっている。

その上で料金体系を検討する上でのポイントとして、①近隣団体に比べて基本料金の差が大きい口径 13mm と 20mm の格差を縮小するか、あるいは口径 13mmの利用者への配慮を堅持するか。②平均改定率に比べて、極端に料金が増加する利用者層が生じないか。③一般家庭向けの改定率を抑制するか、が挙げられるとの説明が事務局からなされた。

図表3 小口径の基本料金の近隣団体比較

	口径	基本水量	基本料金 (税抜)	20mmと13mm の差額
白岡市	13mm	8m³	1,090円	830円
	20mm	8m³	1,920円	
久喜市	13mm	なし	910円	370円
	20mm	なし	1,280円	
蓮田市	一般用	<b>10</b> m³	1,160円	_
宮代町	13mm	<b>10</b> m³	1,330円	70円
	20mm	<b>10</b> m³	1,400円	
杉戸町	13mm	5 m³	650円	50円
	20mm	5 m³	700円	

資料出所:第5回審議会資料より

それらのポイントを踏まえて、事務局から、基本料金を変更する新しい料金体系の3案が提示された(超過料金(従量料金)は、現状の水量区画別単価に一律の改定率を乗じた共通の体系案が提示された)。

図表4 料金体系(基本料金)の改定案

口径	現行	A案(一律14.5%)		B案(13mm	B案(13mmと20mmの格差縮小)			C案(小口径負担抑制)		
(mm)	5九1」	改定後	改定率	増額	改定後	改定率	増額	改定後	改定率	増額
13	1,090	1,248	14.5%	158	1,286	18.0%	196	1,243	14.0%	153
20	1,920	2,198	14.5%	278	2,116	10.2%	196	2,189	14.0%	269
25	2,530	2,897	14.5%	367	2,897	14.5%	367	3,264	29.0%	734
30	3,850	4,408	14.5%	558	4,408	14.5%	558	4,967	29.0%	1,117
40	6,970	7,981	14.5%	1,011	7,981	14.5%	1,011	8,991	29.0%	2,021
50	12,430	14,232	14.5%	1,802	14,232	14.5%	1,802	16,035	29.0%	3,605
75	33,900	38,816	14.5%	4,916	38,816	14.5%	4,916	43,731	29.0%	9,831
100	59,050	67,612	14.5%	8,562	67,612	14.5%	8,562	76,175	29.0%	17,125

資料出所:第5回審議会資料より

A 案は全ての口径の基本料金を一律改定する案。B 案は口径 13mm と 20mm の 差を縮小する(基本料金の増加額を同一とする)案。C案は口径13mm、20mmの 負担増を抑制するため、口径 25mm 以上の基本料金で抑制額を回収する案とな る。

事務局からは、C 案については、口径 13mm、20mm の改定率は 0.5 ポイント の抑制に留まるが、これ以上の抑制には口径 25mm 以上の基本料金を更に引き 上げる必要があり、極端な料金増加となる利用者が生じないというポイントに 沿わないという説明があった。

審議では、企業を含む全ての利用者への説明のしやすさ、利用者の7割を占 める口径 13mm の利用者への配慮の継続といった点からは、A 案が望ましいと いう意見が多かったなかで、近隣団体との比較における口径 20mm の基本料金 の高さにより白岡市水道料金全体の高さのイメージにつながっているという ことや、新規加入者を主として口径 20mm の利用者も増加しており、その方へ の配慮も必要ということであれば、B案が望ましいという意見もあった。

審議の結果、今回の改定においては、全市民への説明のしやすさを重視する とともに、近年、口径 20mm の利用者が増加していることは事実であるものの、 未だ口径 13mm の利用者が大多数を占める現状は変わっていないといった点か ら、料金体系案はA案で結審したものである。

現行料金体系及び料金体系の改定(案) 図表 5

基本料金
------

基本科金					
	現行	A案			
口径 (mm)	基本料金 (円) (1か月に つき)	同左	改定率	増額	
13	1,090	1,248	14.5%	158	
20	1,920	2,198	14.5%	278	
25	2,530	2,897	14.5%	367	
30	3,850	4,408	14.5%	558	
40	6,970	7,981	14.5%	1,011	
50	12,430	14,232	14.5%	1,802	
75	33,900	38,816	14.5%	4,916	
100	59,050	67,612	14.5%	8,562	

# 보기 보기 수 (상투 비스)

	現行	A案			現行	A案		
水量区画	口径13· 20mm (円/㎡)	同左	改定率	増額	口径25mm 以上 (円/㎡)	同左	改定率	増額
~8m³	0	0	_	0	140	160	_	20
9∼20㎡	120	137	14.2%	17	140	160	14.3%	20
21~35㎡	140	160	14.3%	20	140	160	14.3%	20
36∼50㎡	160	183	14.4%	23	160	183	14.4%	23
51~100㎡	170	195	14.7%	25	170	195	14.7%	25
101∼500㎡	190	218	14.7%	28	190	218	14.7%	28
501~1,000㎡	200	229	14.5%	29	200	229	14.5%	29
1,001~3,000 m	230	263	14.3%	33	230	263	14.3%	33
3,001~5,000 m	270	309	14.4%	39	270	309	14.4%	39
5,001㎡~	300	344	14.7%	44	300	344	14.7%	44

※1円単位で端数調整しているため、平均改定率とは差が生じている。

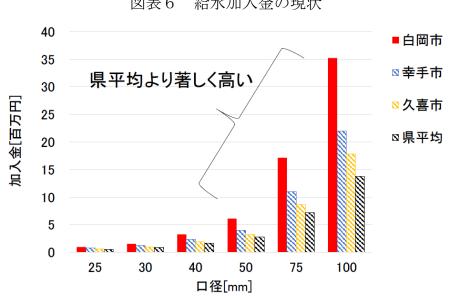
総額ベースの料金収入が極力平均改定率に近似するように端数調整をしている。

資料出所:第5回審議会資料より

#### 4 給水加入金について

給水加入金は、新規の水道利用開始時に利用者から徴収するものであり、水 道財政基盤の強化を主として、新旧の利用者間の公平性を確保することを目的 としている。

給水加入金は、財政基盤の強化という主目的から、経営戦略策定時には現状 維持が想定されており、白岡市長から当審議会への諮問事項にも含まれてい なかった。しかしながら、当市の給水加入金は近隣や県内平均に比べて、特に 大口径の加入金が高いことから、給水加入金の現状について、事務局に説明を 求めるとともに、改定の必要性について審議を行うこととした。



図表 6 給水加入金の現状

資料出所:第3回審議会資料より

審議では、これまで白岡市には給水加入金に関するビジョンがなかったこ と、ひいては企業誘致政策が不足していることを問題視する意見があった外、 人口・水量の減少が見込まれる中で企業を誘致し、新規利用者の確保と料金収 入の増加を図るためには、給水加入金を競争相手となる近隣団体と同程度の 水準に改定する必要があるといった意見が出された。

そのため事務局からは、①口径 30mm 以上を改定する案、②口径 40mm 以上 を改定する案、③口径 50mm 以上を改定する案が提示された。また、事務局か らは、口径 30mm 以上の減額改定であれば、給水加入金収入の推計額は大きな 影響を受けないため、水道財政基盤の強化に支障は出ない一方、口径 25 ㎜の 減額改定をした場合には2~3千万円程度の減収が見込まれるため、料金自 体の改定幅を大きくするなどの減収対策を検討する必要があることが説明さ

れた。

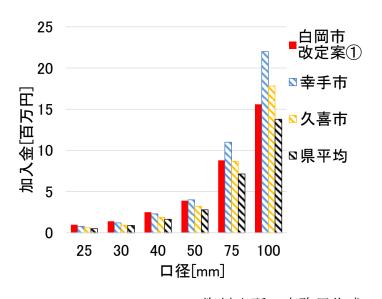
図表7 給水加入金の改定案の比較

		現行	改定案①	改定案②	改定案③	久喜市	幸手市	県平均
口径25m	nm	980,000	980,000	980,000	980,000	600,000	770,000	502,232
口径30m	nm	1,523,000	1,400,000	1,523,000	1,523,000	930,000	1,200,000	883,930
口径40m	nm	3,238,000	2,500,000	2,700,000	3,238,000	1,880,000	2,300,000	1,645,339
口径50m	nm	6,095,000	3,900,000	4,200,000	5,000,000	3,220,000	4,000,000	2,795,834
口径75m	nm	17,142,000	8,800,000	9,500,000	11,300,000	8,690,000	11,000,000	7,142,330
口径100	mm	35,238,000	15,600,000	16,900,000	20,200,000	17,830,000	22,000,000	13,785,871
減収額	5年	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	-
(推計)	1年	-	影響なし	影響なし	影響なし	-	-	-
減収額	5年	-	5,166,000	3,228,000	影響なし	-	-	-
(実績)	1年	-	1,033,200	645,600	影響なし	-	-	-
改定対象	Į.	-	30mm以上	40mm以上	50mm以上	-	-	-
比較目標		-	久喜市 幸手市	幸手市	幸手市の 75mm以上	-	-	-

資料出所:第3回審議会資料より

給水加入金の改定案については、ごく限られた大口需要家のみが使用する口径 50mm 以上だけでなく、比較的、新規利用の可能性がある口径 30mm なども改定の対象とした方が、企業誘致の効果が見込めるといった意見が出され、本審議会としては改定案①で結審したものである。

図表8 給水加入金の改定案の比較



資料出所:事務局作成

#### 5 付帯意見

#### (1) 市民生活への配慮

新型コロナウイルスの感染拡大時においては、飲食・宿泊・商業施設等が 臨時休業や時短営業を余儀なくされるなど、経済活動に大きな影響が及び、 多くの水道事業において水道料金減免等が実施された。

近年は急速な物価上昇局面にあり、食費や光熱費の上昇が市民生活に大きな影響を与えている。東京都では物価高騰や暑さ対策の一環として今年度の 夏場4カ月間、水道料金の基本料金を無償とすることになっており、全国的 にも同様の減免の動きが相次いでいる。

本審議会においては、諮問に基づき、本市の水道サービスの供給と水道事業の健全経営を持続させることに主眼を置いた改定水準を答申しているが、市民生活への配慮は重要事項であるという意見が多く出されたことはこれまで述べたとおりである。

この点については、水道サービスの供給及び水道事業の健全経営を確保しつつ、市民生活への配慮につき、今後の庁内検討や議会において検討事項としていただくことを望むものである。

#### (2) 不断の経費削減の取組

総括原価方式による料金決定については、経営効率化のインセンティブが働きにくいという問題が指摘されており、本市水道事業においても常に潜在する経営課題といえる。

本審議会においては、今後のニーズ減少や技術革新に適合した施設・設備の更新、水圧管理を含めた適時適切な維持管理、効率的な経営をしている団体の研究と効率化手法の導入、さらには循環型水利用システムの導入等、様々な経費削減に関する取組の検討を求める意見が出ている。

上記の点を含めて、適時適切に経費削減の手法を検討、実施することにより、不断の経営効率化を求めるものである。

#### (3) 積極的な広報

相次ぐ上下水道インフラの事故により、上下水道施設の老朽化の影響が知られるようになってきた。しかし、多くの市民にとって水道は、蛇口をひねれば常に水が出て、定期的に口座引き落としの連絡がくるという存在だと考えられる。

水道事業は原則、市町村が独立採算で経営する公営企業であることから、 本審議会のような場は、どのように料金水準や料金体系が検討、決定される のか、さらには水道料金の減免策がどのような財源からなされているか、と いったことを知る貴重な機会となるものである。

水道インフラは、市民生活を支える基本的かつ重要なインフラであり、利

用者が支えなければ、水道サービスは持続できないということを知り、納得して料金を支払っていただけるような、積極的かつ透明性の高い広報を展開することを望むものである。

#### 6 答申に至る審議過程

開催時期	主な審議内容
第1回:令和6年12月23日	適正な水道料金水準の検討に係る審議の進
	め方について
第2回:令和7年2月13日	水道の使用状況等と料金改定水準の考え方
	について
第3回:令和7年4月15日	給水加入金の改定案について
	水道事業の経営改善策と料金改定水準
	(案)について
第4回:令和7年5月28日	水道料金の現状と料金改定水準(案)につ
	いて
第5回:令和7年7月17日	水道料金体系の現状と料金体系(案)につ
	いて
第6回:令和7年8月19日	白岡市水道料金の適正化に関する答申書
	(案)について

#### 7 白岡市上下水道事業審議会委員名簿

氏名	区分
青木 保 (会長)	1号委員(知識経験を有する者)
佐藤 肇(副会長)	1号委員(知識経験を有する者)
岡安 広	1号委員(知識経験を有する者)
黒須 大一郎	2号委員(市議会議員)
中山 廣子	2号委員(市議会議員)
矢島 静江	3号委員(水道使用者)
関 美惠	4号委員(下水道使用者)
江原 晃	5号委員(公募に応じた者)
遠藤 良和	5号委員(公募に応じた者)
木村 敏博	5号委員(公募に応じた者)